

特別加入制度による就労者保護の必要性

新潟大学 特任准教授

雨夜 真規子

労災保険は、労働基準法（労基法）9条に規定する「労働者」の保護を目的とした制度です。すなわち、労災保険はその適用事業に使用される者で賃金を支払われるものに対し、雇用形態にかかわらず適用される一方、事業主、自営業者、家族従事者など労働者ではない場合には労災保険による保護の対象とはなりません。しかし、このような労働者ではない者の中にも、業務の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することがふさわしい者がいます。そこで、これらの者に対しても、労災保険制度本来の建前を損なわない範囲で特別に任意加入することを認め、労災保険による保護を図ることとしたのが労災保険の特別加入制度です。

特別加入制度はあくまで労災保険の中の特例であることから、その制度の複雑さが加入を困難にしているという側面もあるとされます。労基法上の労働者のための制度ではない特別加入には複雑で厳格な手続きを求められる一方、その点をクリアしさえすれば、労働者保護のための労災保険の中の特例であるにもかかわらず、原則として労働者と同様の保険給付及び社会復帰促進等事業が行われ、他の社会保険制度より手厚い補償を受けることができるという大きなメリットがあります。

近年、特別加入制度では、芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者をはじめ、業種・職種を問わず、企業などから業務委託を受けているすべてのフリーランス（特定フリーランス事業）が特別加入することができるようになり、その対象が一層拡大されました。

現代の産業構造においては、個人事業主やフリーランスがどれだけ法的に独立していようとも、彼らは事業主たちが形成するバリューチェーンに組み込まれ、その労働力を活用され、ときに搾取されています。事業主は自らの指揮命令の下に置いている労働者以外に、形式的には事業主と直接の雇用関係のない多くの就労者によって大きな利益を得ています。雇用されない就労者を活用したい企業側、多様な働き方を求める就労者側それぞれのニーズの高まりに、われわれの働き方に影響を及ぼす AI などの様々な技術の進歩も相俟って、個人事業主やフリーランスのような就労者と労働者との境界が今後さらに曖昧になっていくことが想定される中、雇用されない就労者に対しても労働者同様、業務上の負傷などのリスクに備え、十分な補償を行うための制度を整備する必要があるのは言うまでもありません。

労働者だけでなく多様な就労者をも包摂する特別加入制度の趣旨に照らし、このたび日本芸能従事者協会がアニメーション制作作業従事者を対象とした特別加入団体を設立されたことは、より多くの就労者の特別加入を促進し、迅速で実効的な就労者保護に資するものと考えます。